

第79回現代美術展 出品規定（一般用）

〔会 期〕 令和5年3月31日(金)～4月17日(月) 18日間

〔会 場〕 石川県立美術館 (金沢市出羽町2-1)

(日本画・工芸・書)

金沢21世紀美術館 (金沢市広坂1-2-1)

(洋画・彫刻・写真)

〔搬 入〕

3月25日(土)、26日(日)午前10時から午後4時半まで、石川県立美術館荷解き室及び金沢21世紀美術館市民ギャラリー側地下1階の荷解き室で受け付ける。

本会指定の出品票に正確に記入し、1枚を作品裏面右肩に貼付、出品手数料を添えて搬入すること。作品の託送の宛先は、各美術館内の「現代美術展搬入係」とし、期限を厳守のこと。

〔審査・表彰〕

一般出品作品は審査のうえ入選作品のみを陳列し、優秀作品に各科優秀賞（副賞30万円）をはじめ各科で次賞、北國賞、佳作を贈る。各科優秀賞の中から2点に最優秀賞（副賞50万円）を贈る。

〔入選・入賞発表〕

入選は3月28日(火)付、入賞は3月29日(水)付の北國新聞朝刊で発表する。

〔開催記念パーティー〕

開催記念パーティーを4月上旬に、金沢市内のホテルで行う。（詳細は3月上旬に北國新聞イベントガイドなどに掲載予定）参加希望者は、3月30日(木)午後6時までに、協会事務局まで電話で連絡のこと。会費は1人10,000円。

〔搬 出〕

●選外作品 4月2日(日)午前10時から午後4時まで、石川県立美術館荷解き室及び金沢21世紀美術館の荷解き室で行う。託送業者の搬出も同様。預かり証と引き換える。

●入選作品 4月18日(火)午後3時から同4時半、または19日(水)午前10時から午後4時半まで、石川県立美術館荷解き室及び金沢21世紀美術館の荷解き室で行う。いずれも預かり証と引き換える。

搬出期限を必ず守ること。期間内に搬出されない作品は本会において責任を負わない。規定期間内に搬出されない場合は、搬出料1点1,000円に保管料1日につき200円で(株)インプレス美術事業部(野々市市押野4丁目1-17) 076-248-5353へ保管を依託する。この際に発生する搬出料と保管料は出品者負担とする。なお、1カ月を経過しても搬出されない作品は搬出料・保管料・梱包料・運送料の合計額を出品者負担(着払い)で返送する。

主 催／一般財団法人石川県美術文化協会・北國新聞社・一般財団法人石川県芸術文化協会・北陸放送・テレビ金沢・石川県・金沢市・石川県教育委員会・金沢市教育委員会

展覧会事務局 電話 076(260)3581
受付時間・平日午前10時～午後6時
金沢市南町2番1号 北國新聞社事業局内
一般財団法人 石川県美術文化協会

【出品作品】

●作品の分類

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第一科 日本画(水墨画含む) | 第二科 洋 画(油彩・水彩画・版画) |
| 第三科 彫 刻 | 第四科 工 芸 |
| 第五科 書(漢字・かな・調和体篆刻) | 第六科 写 真 |

●作品の大きさ

出品作品の大きさは次のとおりとする。出品点数は制限しない。

- 第一科 縦作品は100号F(162・1cm×130・3cm) 以内。横作品は80号F(145・5cm×112・1cm) 以内。自由サイズは、縦、横ともに140cm以内。額幅はすべて10cm以内。
- 第二科 60号F(130・3cm×97・0cm) 以内。S(正方形)は、50号(116・7cm×116・7cm) 以内。額幅はすべて10cm以内。作品は額面から12cm以内とする。

- 第三科 縦、横、高さともに200cm以内。重量1㎡につき400kg以内。

第四科 制限なし。

- 第五科 縦作品は額ともに242cm×61cm。横作品は額ともに181cm×60cm、正方形は額ともに121cm×121cm。卷子本、帖は40cm×400cm以内。帖の分冊は認めない。篆刻は一類。

- 第六科 作品はすべて枠張りまたは額装とし、寸法は長辺が100cm以下、短辺が60cm以上とする。作品は平面で、単写真および組写真とし、単写真は寸法が長辺58cm以上、組写真の寸法および枚数は自由とする。ただし、額装等でのガラスの使用は不可とし、アクリル系とする。マット、下張りの色は自由とする。

●作品の形態および添付物

- ・ 第一科、第二科の出品作品は額装または額縁付きのこと。
- ・ 第一科と第二科は、ガラスおよびプラスチックを入れない。(水彩画・版画を除く)
- ・ 第四科は台などの陳列に適当な付属設備を施してもかまわない。
- ・ 第五科の作品は額装に限る(軸装、仮巻は受け付けない)。

●作品の条件

- ①作品は自己の制作したものに限定。
- ②第三科の作品で原型制作者と実材制作者とが異なるときは、原型制作者を出品人とする。
- ③第四科の作品で共同制作であるときは代表者1名を出品人とする。
- ④制作後5年以上経たもの、また、すでに公募の他の展覧会に出品、陳列したことのある作品は出品できない。
- ⑤作品の著作権は本展開催中に限り本会が自由に使用できるものとする。
- ⑥出品者は、審査の結果および陳列に対して異議の申し立てはできない。
- ⑦作品に対しては十分に保護するが、天災もしくは不可抗力の損害について本会はその責任を負わない。

【出品手数料】

1点につき8,000円 2点目から7,000円